国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受け、例えば、高等学校卒業後、30歳で採用された場合、次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸　給　月　額）

行政職俸給表㈠　20.7万円～24.6万円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

6　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

ア　2025（令和７）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していない者及び2026（令和８）年３月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

イ　人事院がアに掲げる者に準ずると認める者

⑵　国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

1985（昭和60）年４月２日以降に生まれた者（2025（令和７）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して２年を経過している者及び人事院が当該者に準ずると認める者に限る。）

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

7　第１次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「事務」

基礎能力試験、適性試験及び作文試験

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び適性試験の成績を総合して行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

イ　試験の区分「技術」、「技術（社会人）」、「農業土木」、「農業土木（社会人）」及び「林業」

基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）

（専門試験（多肢選択式）の出題分野は別記のとおりとする。）

⑵　試験の実施日　2025（令和７）年９月７日（日）

⑶　試験地

ア　国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

（地　域）	（第　１　次　試　験　地）
北海道地域	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市
東北地域	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市
関東甲信越地域	水戸市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長野市、松本市
東海北陸地域	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市
近畿地域	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市
中国地域	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市
四国地域	徳島市、高松市、松山市、高知市
九州地域	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
沖縄地域	那覇市

イ　国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

（地　域）	（第　１　次　試　験　地）
北海道地域	札幌市
東北地域	仙台市
関東甲信越地域	千葉市、東京都、新潟市、長野市
東海北陸地域	名古屋市、金沢市
近畿地域	京都市、大阪市、神戸市
中国地域	広島市
四国地域	高松市
九州地域	福岡市
沖縄地域	那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2025（令和７）年10月９日（木）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

8　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2025（令和７）年10月15日（水）から10月24日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地

ア　国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

㋐　試験の区分「事務」及び「技術」については、７⑶アの受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域に対応する第２次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市

㋑　試験の区分「農業土木」及び「林業」については、原則として７⑶アの受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域に対応する第２次試験地の都市のうち、人事院事務総長が指定する都市

（地　域）	（第　２　次　試　験　地）
北海道地域	札幌市
東北地域	盛岡市、仙台市、秋田市
関東甲信越地域	前橋市、さいたま市、東京都、新潟市、長野市
東海北陸地域	名古屋市、金沢市
近畿地域	京都市、大阪市、神戸市、和歌山市
中国地域	岡山市、広島市
四国地域	高松市、高知市
九州地域	福岡市、長崎市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
沖縄地域	那覇市

イ　国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））

㋐　試験の区分「技術（社会人）」については、３の受けようとする地域試験と同一の次に掲げる地域に対応する第２次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市

㋑　試験の区分「農業土木（社会人）」については、７⑶イの受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域に対応する第２次試験地の都市のうち、人事院事務総長が指定する都市

（地　域）	（第　２　次　試　験　地）
北海道地域	札幌市
東北地域	仙台市、秋田市
関東甲信越地域	前橋市、さいたま市、東京都、長野市